# 様式５

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

最上川ふるさと総合公園指定管理者の指定申請に係る申立書

　最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定申請にあたり、法人その他の団体又はその代表者（複数の法人等により共同企業体を構成して申請する場合は、その構成員。）は、下記のとおりであることを申し立てます。

記

※提出にあたっては、□に✓点を記入してください。

□１　県内に主たる事務所（本店）を有している。

□２　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていない。

□３　山形県から指名停止措置を受けていない。

□４　国税及び地方税を滞納していない。

□５　会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていない。

□６　次のいずれにも該当していない（地方自治法施行令第167条の４第１項第３号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ　法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ　暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

□７　県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でない。

□８　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から２年を経過していない者でない。

□９　消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定である。

□10　共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が１から９までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たす。

イ　共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ　当該共同企業体の構成員が、別の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ　代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の

６第１項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。